

障がいのあるこども・ひとり親・その他支援等

障がいのあるこどもやひとり親家庭の支援及び生活上の悩み、心配ごとのサポート

障がいのあるこども一人ひとりの心身の状態や生活環境に応じた多様なサービス提供し支援しています。また、ひとり親家庭の安定した生活と自立を促すよう支援するとともに児童相談や女性相談をはじめ、生活上の悩みや心配ごとに関する相談支援を行っています。

自立支援医療(育成医療)	p28
障害児通所支援	p28
障がい児(児)福祉相談	p28
特別児童扶養手当	p28
障害児福祉手当	p28
身体障害者手帳	p28
療育手帳	p28
精神保健福祉手帳	p28
精神通院	p29
軽度・中等度聴覚補聴器購入費等助成	p29
重度心身障がい者(児)医療費助成	p29
日常生活用具の給付	p29
心身障害者扶養共済制度	p29
補装具の交付・修理	p29
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	p29
児童扶養手当	p29
ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料負担軽減	p30
母子及び父子家庭等医療費助成事業	p30
高等職業訓練促進給付金等事業	p30
母子父子自立支援プログラム策定事業	p30
自立支援教育訓練給付金事業	p30
母子生活支援施設 レインボーハイツ	p30
子育て短期支援事業	p30
日常生活支援事業	p30
母子父子寡婦福祉資金貸付金	p31
民生委員・児童委員	p31
生活福祉資金貸付	p31
沖縄市家庭児童相談室	p31
かけはし無料法律相談	p31
就学(教育)支援委員会	p31
児童福祉相談(沖縄県コサ児童相談所)	p31
沖縄市女性相談	p31
医療機関情報(産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科等)	p32
医療機関情報(歯科)	p32
沖縄県子ども救急ハンドブック	p32
こども支援のよくある質問	p32
体罰等によらない子育てを広げよう!	p33
虐待の定義	p34
体罰等によらない子育てのための工夫のポイント	p35~36

自立支援医療(育成医療)



支援内容

放置すると将来障がいを残す可能性がある疾患をもっている18歳未満の児童に対して手術等により確実な治療効果が期待できる場合に公費で医療費を補助する制度です。原則医療費の1割が本人負担ですが、世帯の所得に応じて上限額があります。(事前申請必要)

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

障害児通所支援



支援内容

主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3156)

障がい者(児)福祉相談



支援内容

障がい者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行い、市や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他便宜を供与します。また、ピアサポーターが障がいのある方の悩みや困ったことを受けとめ、同じ障がいのある方のさまざまな悩みを共感できる場を設けることで、障がい者の生活をサポートします。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-923-0927

特別児童扶養手当



支援内容

20歳未満の身体や精神に障がいのある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

沖縄市役所 こども家庭課家庭支援係
特別児童扶養手当担当
☎098-939-1212(内線:3196)

障害児福祉手当



支援内容

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい児(20歳未満)に支給されます。ただし、世帯の所得に制限があります。また施設入所中の方は支給されません。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

身体障害者手帳



支援内容

身体に障がいのある方が、様々なサービスを利用するために必要で、障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

療育手帳



支援内容

児童相談所または沖縄県知的障害者更生相談所が知的障がいの判定を行うことにより、様々なサービスを受けやすくすることを目的としたものです。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

精神保健福祉手帳



支援内容

一定の精神障がいの状態にある方が様々なサービスを利用するために必要な手帳です。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)



精神通院



支援内容

精神疾患を有する方で、指定の医療機関等で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。所得等に応じて自己負担上限が決まっていますが、沖縄県では精神通院医療費特別公費負担制度(復帰特別設置法)の適用により公費負担となっています。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

軽度・中等度難聴児 補聴器購入費等助成



支援内容

身体障害者手帳の交付対象とならない聴覚の程度(いずれかの耳または両耳の聴力レベルが30デシベル以上)にある18歳未満の児童へ補聴器の購入費等の一部を助成します。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

重度心身障がい者(児) 医療費助成



支援内容

健康保険適用後の一部負担額や入院時の食事の半額を助成します。(高額療養費や付加給付金等は差し引いて助成します。)健康保険の適用となる治療用装具も助成の対象となります。※所得制限あり

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3165)

日常生活用具の給付



支援内容

在宅における障がい児および難病患者に対し、障がい及び病気の内容や程度に応じて日常生活用具の便宜を図るため、日常生活用具が給付されます。なお、給付に当たり、所得に応じて負担金が発生する場合があります。(ただし、市民税所得割額が46万円以上の方は対象外となります)

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

心身障害者扶養共済制度



支援内容

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障害)のことがあったとき、障がいのある方へ終身年金を支給します。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3159)

補装具の交付・修理



支援内容

障害児、難病患者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や障がい児が将来、社会人として自立自活するための育成の助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する補装具を支給します。所得に応じ負担金が発生する場合があります。(市民税所得割額が46万円以上の方は対象外となります)

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3154)

小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業



支援内容

在宅の小児慢性特定疾病児童(小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方)に対し日常生活の便宜を図ることを目的に、疾病の内容及び程度に応じ、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器などの日常生活用具の給付を受けることができます。

沖縄市役所 障がい福祉課
☎098-939-1212(内線:3157)

児童扶養手当



支援内容

離婚等により、ひとりで児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童)を監護している母、監護しかつ生計同一である父、父母に代って児童を養育している方(養育者)の家庭の自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。(外国人の方も支給の対象となります)

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係 児童扶養手当担当
☎098-939-1212(内線:3196・3197)

ひとり親家庭等放課後 児童クラブ利用料負担軽減



支援内容

放課後児童健全育成事業の届出を行っている民営の放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等に対し、利用料を軽減します。

沖縄市放課後児童支援センター(ASCCアスク)
☎098-923-0418

母子及び父子家庭等 医療費助成事業



支援内容

医療保険の適用を受けて支払った、診療の一部負担金および入院時食事医療費を助成します

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係 医療費助成担当
☎098-939-1212(内線:3196・3197)

高等職業訓練促進給付金



支援内容

看護師や保育士などの国家資格を取得するために、1年以上の養成機関等で修業する場合に、修業期間中の生活負担の軽減を図るために支給するものです。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係
☎098-939-1212(内線:3195・3196)

母子父子自立支援 プログラム策定事業



支援内容

児童扶養手当を受給しているか、または同様の所得水準にある母子家庭の母及び父子家庭の父で、働く意欲のある方の就労を支援します。プログラム策定員が相談に応じ、個々の実情に応じた自立支援計画を作成しハローワークと連携して支援を行っていきます。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係
☎098-939-1212(内線:3195・3196)

自立支援教育訓練給付金



支援内容

資格取得、技能習得を目的としており、雇用保険制度の教育訓練指定講座の受講料の一部を助成します。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係
☎098-939-1212(内線:3195・3196)

母子生活支援施設 レインボーハイツ



支援内容

母子生活支援施設レインボーハイツは、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、これらの者を保護するとともに、生活、教育、就労等あらゆる問題について相談、助言を行い、児童を中心とした健全育成を図り、自立を目的にその生活を支援する施設です。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係 ☎(内線:3195)
母子生活支援施設レインボーハイツ ☎098-923-4803

子育て短期支援事業



支援内容

母子家庭の保護者が疾病や出張、入院などにより一時的に児童の預かりが必要な場合や、経済的な理由などにより緊急一時的に母子を保護する必要がある場合に沖縄市母子生活支援施設レインボーハイツにおいて母子世帯の保護を実施します。また、母子家庭に関わらず保護者が疾病その他の理由により一時的に児童の養育が困難となった場合において、児童の預かりを児童家庭支援センター美ら虹において実施します。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係 ☎(内線:3195)
沖縄市役所 こども相談・健康課 ☎(内線:2234)
母子生活支援施設レインボーハイツ ☎098-923-4803
児童家庭支援センター美ら虹 ☎098-979-8805

日常生活支援事業



支援内容

母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にヘルパー派遣事業を行っています。利用される方は事前に登録が必要です。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係
☎098-939-1212(内線:3195・3196)



障がいのあることも・ひとり親・その他支援等

母子父子寡婦福祉資金貸付金



支援内容

母子及び父子ならびに寡婦の方の経済的自立と生活の安定と児童の福祉の向上を図るために、沖縄県が実施している貸付事業です。

沖縄市役所 こども家庭課 家庭支援係
☎098-939-1212(内線:3195・3196)

民生委員・児童委員

支援内容

民生委員・児童委員は、担当する地域で市民の身近な相談相手として、生活上の心配ごとや困りごと、子育ての不安などの相談に応じ、必要な支援へつなぐボランティアです。また、民生委員・児童委員の中でも主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門的に行い、地域の子どもたちやその家庭に対して、必要な情報提供や相談支援を行ないます。

沖縄市民生委員児童委員協議会(沖縄市社会福祉協議会内)
☎098-987-8110

生活福祉資金貸付



支援内容

低所得者、障がい者または高齢者に対し、必要な資金の貸し付けと相談支援を行い、経済的自立や安定した生活が送れるようにすることを目的とした貸付事業です。

※世帯の収入等や条件により該当しない場合もあります。

沖縄市社会福祉協議会
☎098-937-3385

沖縄市家庭児童相談室

支援内容

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに、たくましく生まれ育つ環境づくりを推進するため、こどもの成長や発達など子育てに関するさまざまな悩みや負担感を少しでも解消できるよう、相談支援を行っています。沖縄市では、家庭児童相談員を配置し、子育てに関する色々な悩みや、不安、児童虐待に関しての相談支援を行います。

沖縄市役所 こども相談・健康課
☎098-939-1212(内線:2285・2268)直通 098-929-3135

かけはし無料法律相談



支援内容

司法書士による無料法律相談第3木曜日 14:00~16:00 ※要予約約40分

沖縄市社会福祉協議会
☎098-937-1500

就学(教育)支援委員会

支援内容

保護者と現在所属している学校・幼稚園・保育所等と相談の上、申請を行います。申請後、医師・学識経験者・小中学校長等を委員とする「沖縄市就学支援委員会」において、幼児・児童生徒の障がいの状況に応じて、小学校・中学校の通常学級・通級指導教室・特別支援学級及び特別支援学校への就学先の相談を行います。

手続き方法

詳しくは沖縄市教育委員会指導課までお問い合わせ下さい。

沖縄市教育委員会 指導課
☎098-939-1212(内線:2754)

児童福祉相談 (沖縄県コザ児童相談所)

支援内容

子どもの心身の発達や非行に関する相談、子育ての不安や家庭での養育が困難になったときなど、18歳未満の児童に関するさまざまな相談を受け付けています。必要に応じて児童心理士や嘱託の医師、弁護士など専門家の相談につなぎ、相談の内容によっては他機関を紹介することもあります。また、夜間や休日の相談窓口として「おきなわ子ども虐待ホットライン」を運営し、緊急を要する場合の相談対応も行っています。そのほか、里親に預けたい、里親になりたいといった相談も受け付けています。

沖縄県コザ児童相談所
☎098-937-0859
児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちばやく)
おきなわ子ども虐待ホットライン ☎098-886-2900

沖縄市女性相談

支援内容

女性の抱える悩み事や心配事の相談を女性相談員が受け付けています。夫婦間の悩みや離婚に関する相談、配偶者や交際相手からの暴力(DV)等で悩んでいるの方のための相談機関です。

沖縄市役所 こども相談・健康課
☎098-939-1212(内線:3199)直通 098-929-3135

医療機関情報(産婦人科・小児科・耳鼻咽喉科 等)



医療機関情報(歯科)



沖縄県子ども救急ハンドブック

支援内容

- ・沖縄県の小児医療の現状
- ・上手な病院のかかり方
- ・救急車の利用の仕方
- ・沖縄県の小児救急医療機関
- ・小児救急電話相談室

沖縄県医療政策課
☎098-866-2111



こども支援のよくある質問



障がいのあるこども・ひとり親・その他支援等

2020年4月から
法律が
変わりました!

体罰等によらない 子育てを広げよう!

やめよう!
たたく



やめよう!
どなる



子どもへの体罰は法律で禁止されています。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。



みんなで育児を支える社会に

詳しくは 「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は 沖縄市役所 こども相談・健康課 TEL.098-929-3135(直通)

虐待かもと思ったら

いち はや く
189

※一部の伊勢屋からはつながりません。

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

虐待の定義

◎身体的虐待

- ・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。
- ・首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外に締めだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。
- ・意図的に子どもを病気にさせる。……など

◎性的虐待

- ・子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。
- ・子どもの性器を触るまたは子どもに性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む)。
- ・子どもに性器や性交を見せる。
- ・子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。……など

◎ネグレクト

- ・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。
- ・子どもの意思に反して学校などに登校させない。子どもが学校などに登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない(子どもが学校にいけ ない正当な理由がある場合を除く)。
- ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
- ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
- ・子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。……など

◎心理的虐待

- ・ことばによる脅かし、脅迫など。
- ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。
- ・子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
- ・他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。
- ・子どものきょうだいに、児童虐待を行う。……など



体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等はよくないと分かっているいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。

一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。

子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。

POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



POINT 05

注意の方向を変えたり、 子どものやる気に働きかけてみましょう



- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてもよいでしょう。



- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



障がいのある子ども・ひとり親・その他支援等



POINT 06

肯定文でわかりやすく、 時には一緒に、お手本に

- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分のできるような環境づくりを工夫してみましょう。

POINT 07

良いこと、できていることを 具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

- 深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたったり気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう。